

お客様各位

2003年12月24日  
スリーエムヘルスケア株式会社  
安全衛生製品事業部

拝啓 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省からの委託による（社）産業安全技術協会の買取試験において、当社で販売しております有機ガス用吸収缶「3011J-75-S1」製品に関し、製造を委託している（株）重松製作所より「同吸収缶に添付されている破過曲線図が実際の除毒能力（破過時間）と一致していなかった。」「吸収缶の保管方法によっては、吸湿等で経時劣化し、破過時間が短くなっている可能性がある。」旨の連絡を下記のとおり受けましたのでお知らせ申し上げます。

経時変化による同吸収缶の破過時間については下記のとおりです。

お客様には大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫びするとともに、安心してお使いいただける製品の供給に努めてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点につきましては、当社マーケティング部宛お問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 平成14年度買取試験で指摘された製品について


拝啓 初冬の候、貴社ますますご清栄の段、お慶び申し上げますとともに毎々格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、平成12年度より、社団法人産業安全技術協会殿では、厚生労働省殿からの委託を受け、型式検定品である防毒マスクの流通段階における性能の維持・向上を図る観点から、買取試験を行っています。

このたび、平成14年度の買取試験におきまして、貴社から委託され 貴社ご指定の仕様に基づき当社にて製造しております防毒マスク用吸収缶に添えられている破過曲線図に関してご指摘がありました。

ご指摘の不具合内容及び対処につきまして、下記のとおりご提案申し上げます。

敬具

人がいる。夢がある。 

## 指摘された製品：防毒マスク用吸収缶 3011J-75-S1

産業安全技術協会殿の買取り試験品で、次の指摘がありました。

製品には除毒能力を表す貴社が定められた破過曲線図が添付されていますが、その破過曲線図が実際の除毒能力（破過時間）と一致していませんでした。

吸収缶は、保管中に能力が低下することは避けられませんので、下記の点をお客様にお伝えすることをご提案申し上げます。

- (1) 保存期限（製造後2年）を越えたものは、使用しないこと。
- (2) 保存期間が2年未満のものであっても、保管方法によっては、吸湿等で経時劣化し、破過時間が短くなっている可能性があるため、製造後の年数によって使用可能時間を算出できる様 破過曲線図を下記のとおり変更すること。

